

## 勧 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例、鹿児島県学校職員の給与に関する条例、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例等を改正することを勧告する。

### 1 改定の内容

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

#### (2) 期末手当・勤勉手当

##### ア 平成29年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

##### イ 平成30年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

#### (3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、平成29年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のアについては平成29年12月1日から、1の(2)のイについては平成30年4月1日から実施すること。